

熊野町立学校給食調理等委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

熊野町では、昭和59年から希望選択制による「デリバリー方式」の学校給食を小学校で提供し、中学校においても平成28年から小学校同様の方式により提供しており、利用率は小学校で約80%、中学校で約60%となっている。小学校・中学校ともに学校給食の利用率が一定程度ある中、温かい給食の提供を望むニーズの高まりや更なる食育の充実が必要であること等を踏まえ、今般、次のとおり今後の学校給食提供に係る基本的な方針を定めた。

本要領は、この方針を踏まえ、安全・安心な学校給食の調理等委託業務を安定的かつ継続して行うことができる事業者を、価格のみならず企画提案書等を一定の基準で審査するプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

【今後の学校給食提供に係る基本的な方針】

- (1) 温かい給食の提供を実現するとともに、主食や汁物の配膳等を通じた食育や量の調整に対応する。
⇒ ランチボックス方式から食缶方式への移行
- (2) 食缶方式への移行により、すべての児童生徒へ栄養バランスの取れた給食を提供するとともに、統一した献立による食育を推進する。
⇒ 希望選択制から全員喫食制への移行
- (3) 食缶方式による全員喫食制を早期に実現する。
⇒ 民間調理場を活用したデリバリー方式の採用
準備期間等を考慮した適切な移行時期の設定（目標は令和7年秋から移行）
- (4) 食缶方式による全員喫食制への移行を円滑に進めるため、学校生活における影響を考慮する。
⇒ 配膳時間を含めた十分な給食時間の確保

2 業務の概要

(1) 業務名

熊野町立学校給食調理等委託業務

(2) 対象校

区分	学校名	想定食数 /日	想定食数 /年
【小学校】	熊野第一小学校（熊野町中溝四丁目4番1号）	1,380 食 程度	269,100 食 程度
	熊野第二小学校（熊野町初神三丁目25番1号）		
	熊野第三小学校（熊野町貴船15番1号）		
	熊野第四小学校（熊野町川角五丁目13番1号）		
【中学校】	熊野中学校（熊野町中溝六丁目1番1号）	720 食 程度	140,400 食 程度
	熊野東中学校（熊野町萩原一丁目23番1号）		

※ 「想定食数/年」＝「想定食数/日」×「195日（年間給食実施予定日）」

(3) 業務内容

「熊野町立学校給食調理等委託業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

① 履行準備期間 契約締結日の翌日から令和7年8月31日まで

② 契約履行期間 令和7年9月1日から令和12年3月31日まで（4年7ヶ月）

※ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約

(5) 提案上限額

業務期間の総額（消費税及び地方消費税を除く）

【小学校】令和7年度～11年度 239,342千円

【中学校】令和7年度～11年度 124,071千円

なお、この金額は契約額の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものであり、提案に当たってはこの額を超えないこと。

年度	小学校	中学校	合計
令和7年度（9月～3月）	30,462千円	15,791千円	46,253千円
令和8年度（4月～3月）	52,220千円	27,070千円	79,290千円
令和9年度（4月～3月）	52,220千円	27,070千円	79,290千円
令和10年度（4月～3月）	52,220千円	27,070千円	79,290千円
令和11年度（4月～3月）	52,220千円	27,070千円	79,290千円
合計	239,342千円	124,071千円	363,413千円

3 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより実施する。

4 プロポーザル審査委員会の設置

契約候補者の選定は、熊野町立学校給食調理等委託業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱に定める審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

5 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、応募状況等により日程に変更があった場合は、別途通知する。

内容	期日等
実施要領等の公表（公告）	令和6年6月18日（火）
仕様書等に関する質問受付期限	令和6年6月27日（木）午後5時
質問に対する回答期限	令和6年7月 3日（水）
参加申込受付期限	令和6年7月 8日（月）午後5時
参加資格確認通知	令和6年7月11日（木）
企画提案書等受付期限	令和6年7月23日（火）午後5時
ヒアリング・審査委員会	令和6年7月下旬
審査結果の通知・公表	令和6年8月上旬

6 提案方法

本プロポーザルの提案は、2（2）対象校の【小学校】【中学校】に区分して行い、1者が【小学校】【中学校】のいずれか一方又は両方の提案を行うことができるものとする。

7 参加資格

本プロポーザルに参加を申し込むことができる者は、次のとおりとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- （2）会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- （3）熊野町暴力団排除条例（平成23年熊野町条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者と密接な関係を有する団体のいずれにも該当しない者であること。
- （4）申請時に熊野町の町税（熊野町の町税が課せられていない場合は、本社、本店の所在地において納付すべき市町村税）、消費税及び地方消費税のいずれにも滞納がない者であること。
- （5）熊野町から指名停止措置を受けていないこと。また、他の地方自治体若しくは国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- （6）厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアルの適用を受ける施設での学校給食調理業務又はその他の調理業務の経験を3年以上有し、かつ、現在も継続して業務を実施していること。
- （7）食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する飲食店営業許可を受けていること。また、過去3年以内に同法による行政処分を受けていないこと。

- (8) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。

8 募集手続等

公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和6年6月18日（火）から令和6年7月8日（月）まで

(2) 交付場所

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

熊野町教育部教育総務課

なお、熊野町ホームページにも掲載する。

(3) 入手方法

上記(2)の交付場所で受け取る、又は熊野町ホームページからダウンロードすること。

なお、受け取りの場合は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。以下同じ。）を除く午前9時から午後5時までとする。

9 質問及び回答

本プロポーザルに係る仕様書等に関する質問及びその回答については、次のとおりとする。

(1) 受付期限

令和6年6月27日（木） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書【様式1】により、「16 問い合わせ先」へ記載のメールアドレス宛てに電子メールで提出することとし、電話や口頭での質問は一切受け付けない。

なお、件名は「熊野町立学校給食調理等委託業務に係る公募型プロポーザルに関する質問書」とし、送信後に電話で到達の有無を確認すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

(3) 質問に対する回答

令和6年7月3日（水）までに、熊野町ホームページへ掲載する。なお、質問者名は掲載しない。

10 参加申込・資格確認等

(1) 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の参加資格確認に伴う必要書類を提出期限までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、参加資格要件に適合すると確認された者に限り、本プロポーザルへ参加することができる。

① 必要書類

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式2】

イ 企業・団体の概要【様式3】

ウ 熊野町税の納税証明書（熊野町税が課税されていない場合は、本社・本店の所在地において納付すべき市町村税に滞納がない旨を証するもの）又はその写し（証明日が申請日から3ヶ月以内のものに限る）

エ 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し（証明日が申請日から3ヶ月以内のものに限る）

オ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し（証明日が申請日から3ヶ月以内のものに限る）

カ 飲食店営業許可証の写し（申請日において有効なもの）

キ 食品衛生監視票の写し（申請日から1年以内のもの）

ク 食品衛生法による行政処分を受けていない証明書（過去3年以内のもので、証明日が申請日から3ヶ月以内のものに限る）

ケ 生産物賠償責任保険の加入を証する書面の写し（申請日において有効なもの）

② 提出期限

令和6年7月8日（月） 午後5時まで（必着）

③ 提出場所

「16 問い合わせ先」に同じ

④ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。以下同じ。）による。ただし、郵送等による場合は、封筒に「参加資格確認申請書在中」と朱書きし、上記②の提出期限までに必着するものとする。

（2）確認結果の通知

① 確認結果は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書に記載のメールアドレスへ、令和6年7月11日（木）までに電子メールで通知する。

なお、正文については、別途郵送等により送付する。

② 参加資格要件に適合しない旨を通知された者は、熊野町教育部教育総務課に対して、令和6年7月19日（金）までに、書面によりその理由の説明を求めることができる。

（3）参加を辞退する場合

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、取下げ願い書【様式4】を提出するものとする。なお、公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出期限から契約締結日までの間に、

参加資格要件を満たさなくなった場合にも、当該様式を提出するものとする。

1 1 企画提案書等の作成方法

参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）は、次の事項に留意して、熊野町立学校給食調理等委託業務企画提案書（以下「企画提案書」という。）等を作成し、提出すること。

（１）提出期限

令和 6 年 7 月 2 3 日（火） 午後 5 時まで（必着）

（２）提出場所

「1 6 問い合わせ先」に同じ

（３）提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、封筒に「企画提案書在中」と朱書きし、上記（１）の提出期限までに必着するものとする。

（４）提出書類

提出書類は次のとおりとし、②～⑤については簡易ファイル等にファイリングして、表紙に「熊野町立学校給食調理等委託業務企画提案書」と明記すること。なお、公正を期するため、正本 1 部のみ事業者名を記入し、副本 1 1 部については無記名とすること。事業者名を表記する場合は、「当社」とすること（ヒアリングにおいても同様とする。）。

	提出書類	様式	部数
①	公募型プロポーザル提案申請書	様式 5	1 部
②	熊野町立学校給食調理等委託業務企画提案書 ア 本業務に対する基本的な考え方に関する提案 イ 経営体制・事業実績に関する提案 ウ 食材料調達・管理体制に関する提案 エ 調理体制に関する提案 オ 衛生管理体制に関する提案 カ 配送・配膳体制に関する提案 キ 危機管理体制に関する提案 ク 雇用・育成体制に関する提案 ※ 本業務に関する独自提案がある場合は、各項目にその内容を盛り込むこと。 ※ 【小学校】【中学校】の両方の区分の提案を行う場合は、各項目において、区分の別又は共通事項であることを明示すること。	様式 6 様式 7 様式 8 様式 9 様式 1 0 様式 1 1 様式 1 2 様式 1 3	正本 1 部 副本 1 1 部

③	平面図（A 3 版） ※ 調理施設及び設備の配置平面図を添付すること。 なお、室名、設備名、食材及び食缶等の搬入出経路、業務従事者の入退出経路を明記すること。	任意様式	正本 1 部 副本 1 1 部
④	写真（カラー） ※ 調理施設外観、検収室、調理場内等、調理施設の主な箇所の写真を、A 4 版縦用紙に適宜必要な枚数を添付すること。	任意様式	正本 1 部 副本 1 1 部
⑤	見積書 ※ 【小学校】【中学校】の区分ごとに総額を記載し、年度別内訳を記載すること。 ※ 年度別内訳については、詳細な積算内訳書（人件費、衛生費、被服費、管理費等）を任意様式により作成し、添付すること。	様式 1 4	正本 1 部 副本 1 1 部

（５）企画提案書作成要領

- ① 本業務に関する独自提案がある場合は、各項目にその内容を盛り込むこと。
- ② 【小学校】【中学校】の両方の区分の提案を行う場合は、各項目において、区分の別又は共通事項であることを明示すること（審査は、【小学校】【中学校】の区分ごとに行う。）。
- ③ 企画提案書は、A 4 判縦置き横書き（A 3 版の折込みも可とする）、片面カラー印刷、左綴じ、文字サイズは読みやすいフォント（11～12ポイント程度）とし、ページ下部中央にページ番号を付すこと。ただし、図表等の表現の都合により、記述方法等の一部を変更することは差し支えないものとする。
- ④ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、簡素で平易な表現とすること。
- ⑤ 企画提案書と「12 企画提案書に係るヒアリングの実施」に用いる資料は、同一のものとする。
- ⑥ 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆等は一切認めない。

（６）見積書作成要領

- ① 見積額は、2（５）提案上限額の範囲内とし、これを超える場合は失格とすること。

なお、契約期間内における給食実施予定日数は、次のとおり想定している。

令和7年度（9月～3月）	125日程度
令和8～11年度（4月～3月）	195日程度
- ② 見積書に記載する金額は、【小学校】【中学校】の区分ごとの総額とし、年度別内訳を記載すること。
- ③ 見積書の年度別内訳については、詳細な積算内訳書（人件費、衛生費、被服費、管理

費等)を任意様式により作成し、添付すること。

1 2 企画提案書に係るヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和6年7月下旬

※ 日程等の詳細については、別途通知する。

(2) 実施場所

熊野町役場3階会議室(〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号)

(3) 実施要領

- ① ヒアリングは、1者あたり40分程度(プレゼンテーション20分、質疑応答20分)とする。ただし、【小学校】【中学校】の両方の区分の提案を行う場合は、プレゼンテーションの時間を30分とする。
- ② プレゼンテーションは、本業務の主たる業務担当者が提出書類に基づく内容により行うこととし、出席者は3名以内とする。
- ③ プレゼンテーションの説明は、別紙「熊野町立学校給食調理等委託業務に係る公募型プロポーザル審査基準」に記載した順に行うこと。ただし、本業務に関する独自提案については、各項目の説明にその内容を盛り込むこと。
- ④ パソコンを使用する場合は、あらかじめ連絡のうえ参加者が持参すること。プロジェクター、スクリーン等については、会場に備え付けのものを使用すること。

1 3 契約候補者の選定

(1) 審査方法

- ① 企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、審査委員会において【小学校】【中学校】の区分ごとに審査基準に従い審査し、それぞれの区分において、各委員の評点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。
- ② 各委員の評点の合計が7割未満の参加者については、最低限必要な水準に達していないと判断し、選定対象としない。
- ③ 各委員の評点の合計が最も高い者が2者以上の場合は、委員長の決するところによる。

(2) 審査基準

別紙「熊野町立学校給食調理等委託業務に係る公募型プロポーザル審査基準」のとおり

(3) 審査結果の通知

- ① ヒアリングを受けた参加者全員に対して、審査終了後5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に審査結果を通知する。
- ② 契約候補者として選定されなかった旨の通知を受けた者は、熊野町教育部教育総務課に対して、審査結果の通知日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除

く。)に、書面によりその理由の説明を求めることができる。

(4) 審査結果の公表

審査結果については、参加者の審査基準に基づく評点及び選定結果を公表する。

1 4 契約

(1) 契約締結までの手続

- ① 契約候補者と、提出された企画提案書を基に協議を行い、仕様書を確定させるものとする。この際、提出された企画提案書の内容を変更する場合がある。
- ② 上記のとおり確定した仕様書を基に契約候補者から見積書を徴取し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結する。
- ③ 契約候補者との協議が不調となった場合等については、参加者の審査基準に基づく評点が契約候補者の次に優れていた者と契約手続きを行う。

(2) 契約保証金

契約保証金については、熊野町財務規則（昭和60年熊野町規則第5号）第74条の規定による。

(3) 契約書

契約書については、町が指定したものを使用する。

(4) 予算の減額又は削除

本業務の契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

1 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- ② 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったと認められる場合
- ③ その他公平な競争の妨げとなる行為等があったと認められる場合

(3) 経費の負担

本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 企画提案書の取扱い

- ① 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ② 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

③ プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、町において提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

④ 提出された企画提案書は、熊野町情報公開条例（平成１３年熊野町条例第３号）の規定に基づき公開する場合を除き、本プロポーザル以外に当該企画提案書を作成した者に無断で使用しないものとする。

（５）調理施設及び設備等について

現在、本業務を実施する予定の調理施設及び設備等がない場合は、本町が指定する期限までに企画提案書等のおり整備を完了すること。完了の見込みがないと認められる場合は、契約を解除する。

１６ 問い合わせ先

熊野町教育部教育総務課 総務管理グループ

住 所：〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目１番１号

電 話：082-820-5620

F A X：082-855-1110

E-mail：kyoiku@town.kumano.lg.jp